



コーポレート・ガバナンス | 企業統治体制

GRI 2-9,10,12,13,17

日油は、事業環境の変化に的確かつ迅速に対応する経営体制を構築するため、執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能とを分離することにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図るとともに、代表取締役の授権に基づく業務執行体制の効率化を図っています。

取締役会

取締役会は、独立性を有する社外取締役5名を含む10名で構成され、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および取締役会規則に定める重要事項を決定するとともに業務執行の状況を監督しています。また、取締役会への重要事項の付議に際しては、執行役員を兼務する取締役、役付執行役員、常勤監査等委員および関係部門長らが出席して適宜開催される経営審議会、または執行役員を兼務する取締役と役付執行役員が出席し、原則として週1回開催される政策会議における事前審議を経ることにより、的確な意思決定を図っています。

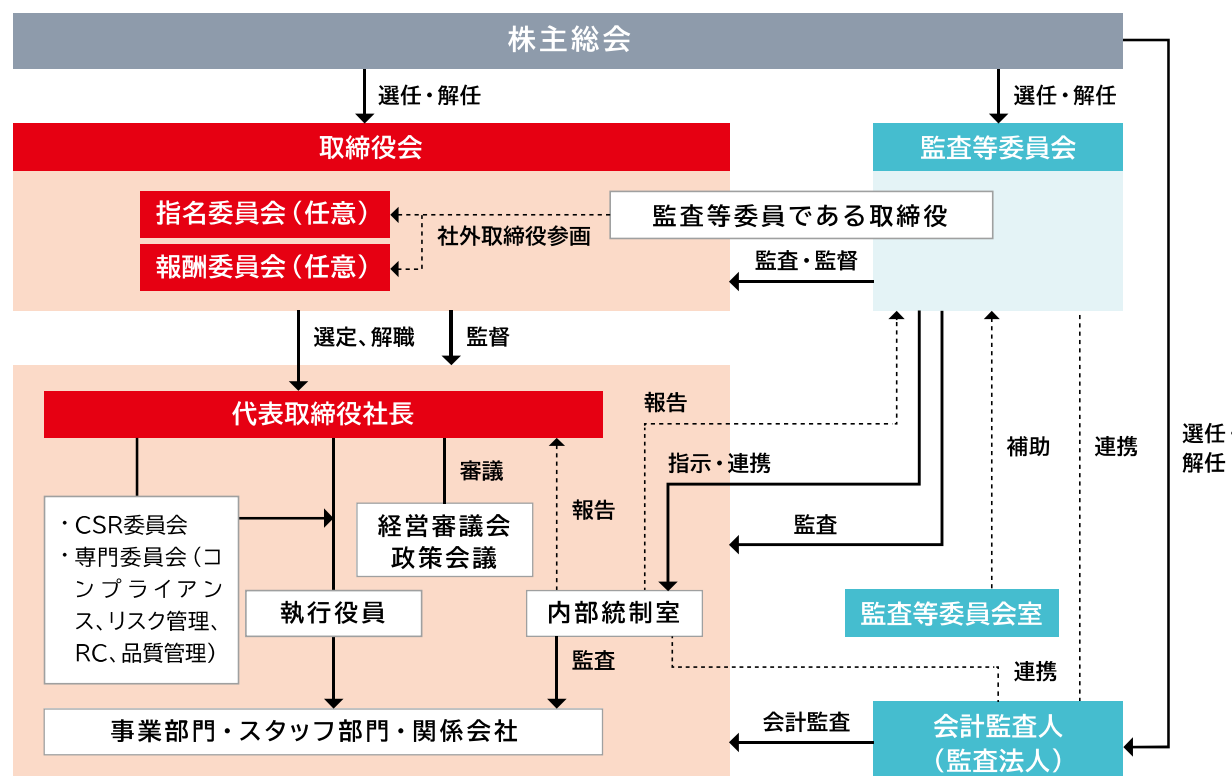
監査等委員会

監査等委員会は、独立性を有する社外取締役3名

を含む取締役4名で構成されています。監査の方針や基準を定め、常勤監査等委員が中心となって経営審議会などの重要会議への出席、および重要書類の閲覧による監査等を実施し、取締役の業務執行を監督しています。また、内部統制に関しては、内部監査部門である内部統制室が実施する監査計画および監

査結果の報告を受け、必要に応じて調査の指示をするなど実効的な連携を図り、状況の確認をしています。その他、会計監査人とは、定期あるいは随時の会合を持ち、監査計画および監査結果の報告を受けることを含め関係情報の交換を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制図





指名委員会

取締役会の監督機能の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会を設置しています。取締役会の諮問を受け、監査等委員を除く取締役の選任・解任、代表取締役の選定および解職ならびにその後継者計画に関する事項等を審議し、取締役会に答申します。独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役5名と社内取締役2名で構成されており、独立性・客観性を確保しています。

報酬委員会

取締役会の監督機能の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会を設置しています。取締役会の諮問を受け、監査等委員を除く取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申します。独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役5名と社内取締役2名で構成されており、独立性・客観性を確保しています。

会計監査

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任

しています。

内部統制管理体制

日油グループ各社は、法令および定款・社内諸規定の遵守、業務の適正を確保するため内部統制管理体制を整えており、各専門委員会が監査や調査を実施し、徹底を図っています。社会規範および法令の遵守については、日油「CSR基本方針」に基づくものとしており、企業行動倫理を「日油倫理行動規範」として制定し、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置しています。さらに、すべての事業活動における環境・製品・設備・物流・労働の5つの安全を確保するためにRC（レスポンシブル・ケア）規則を制定し、RC委員会が現場の確認と内部監査を実施しています。

内部監査

日油は、各リスクに関する委員会が実施する監査のほか、内部監査部門を設置し、経営諸活動の全般にわたる業務の遂行状況の監査を行い、それらの結果は代表取締役および取締役会に報告しています。また、内部監査部門による業務監査の結果については、監査等委員会にも随時の報告を行い、評価を得

て必要な指示を受けることにしています。

内部監査部門と監査等委員会および会計監査人はそれぞれの年間監査計画、監査結果の情報共有や定期あるいは随時の会合での意見交換を行い相互の連携を図っています。



コーポレート・ガバナンス | 企業統治体制

GRI 2-9,10,12,13,17

各専門委員会

各専門委員会ではリスクの分析や対応策の検討、所管事項の分析評価を行い、取締役会に報告しています。

CSR委員会

CSR活動の推進や展開を目的に、CSR委員会を設置しています。当委員会では、各部署から寄せられたCSR活動計画を審議・承認し、専門委員会や関係部署の活動を統括しています。また、専門委員会や関係部署を通じて、関係会社に対する活動報告の要請や助言なども行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンスの推進や、高い倫理観をもった企業活動の展開を目的に、コンプライアンス委員会を設置しています。当委員会では、コンプライアンスに関する事項を審議・立案し、取締役会に報告するとともに、策定した内容を社内や関係会社に展開しています。

リスク管理委員会

リスクマネジメントの推進を目的に、リスク管理委

員会を設置しています。当委員会では、リスク管理に関する基本方針を審議・立案し、取締役会に報告するとともに、策定した内容を社内や関係会社に展開しています。

RC委員会

レスポンシブル・ケアの方針や指針の確実な実施を目的に、RC委員会を設置しています。当委員会では、RC活動に関わる重要事項について、その支援方策や改善施策を討議・審議し、社長に上申するとともに、策定した内容を社内外の関係者に展開しています。

品質管理委員会

「最高の品質とサービスの提供」の実践に向けた品質方針の確実な実施を目的に、品質管理委員会を設置しています。当委員会では、品質管理に関わる重要事項について討議・審議し、社長に上申するとともに、策定した内容を社内や関係会社に展開しています。

各種委員会年間開催回数（2023年度）

CSR委員会 **3回**

コンプライアンス委員会 **2回**

リスク管理委員会 **2回**

RC委員会 **2回**

品質管理委員会 **3回**

それぞれ、定期開催と必要に応じて開催



コーポレート・ガバナンス | サステナビリティ報告におけるガバナンス

GRI 2-9,10,12,13,14

サステナビリティに関する方針（考え方）および取り組み（最高ガバナンス機関の役割）

日油グループでは、取締役兼執行役員と役付執行役員で構成する政策会議、ならびに社長を委員長とするCSR委員会における協議を経て、サステナビリティに関するマテリアリティ（重要課題）を特定し、取締役会で承認しています。それぞれのマテリアリティは、KPIと目標値を設定して主管組織・担当部門が活動を推進し、進捗状況・結果をCSR委員会へ報告しています。CSR委員会では、すべての取締役が参加してマテリアリティのレビューを行い、重要課題の項目、KPI、目標値、対応方針を見直すことで、活動レベルの継続的な向上を図っています。

リスクについては、リスク管理委員会が網羅的なアセスメントを実施し、各種専門委員会がリスク対策・対応施策を主管してモニタリング・進捗管理しています。また、機会については、経営幹部会議、重点事業検討会などで議論し、重要事項については、経営審議会で審議しています。これらの委員会・会議の結果は、年2回以上、取締役会に報告され、監督を受ける仕組みを構築しています。

サステナビリティの推進

社長を委員長とする統括組織であるCSR委員会、および各専門委員会の活動頻度を高め、リスク管理体制を強化していきます。

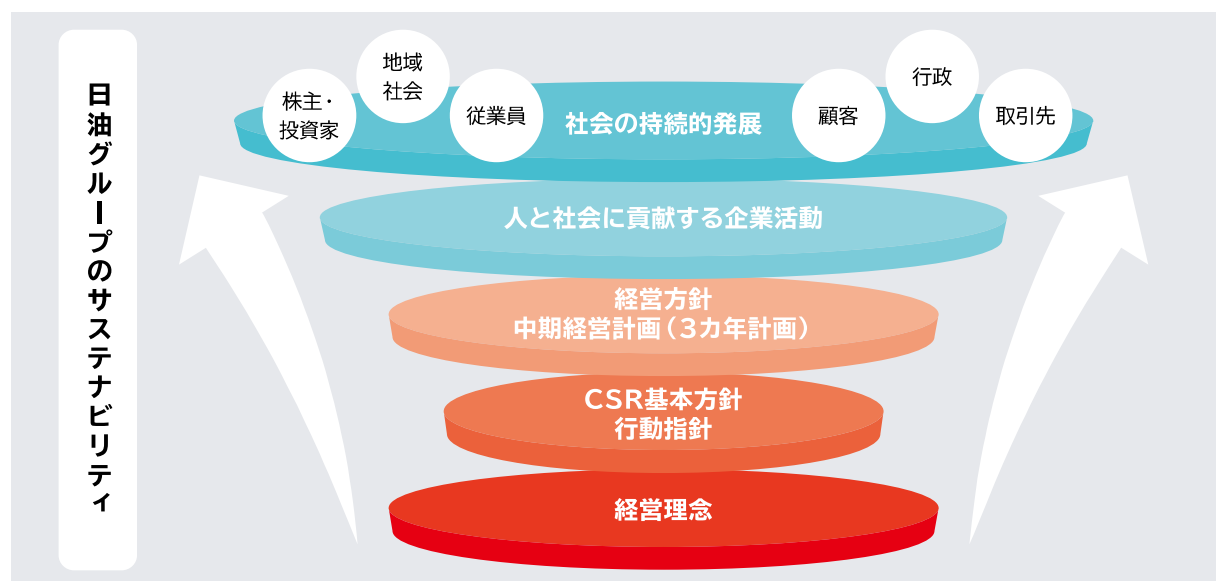
サステナビリティの推進体制

サステナビリティの推進



日油グループのサステナビリティ

日油グループは経営理念「バイオから宇宙まで、化学の力で新しい価値を創造する企業グループとして、人と社会に貢献します」が事業活動のサステナビリティであると考えています。すべてのステークホルダーおよび社会との共通価値最大化を推進していきます。







コーポレート・ガバナンス | 役員

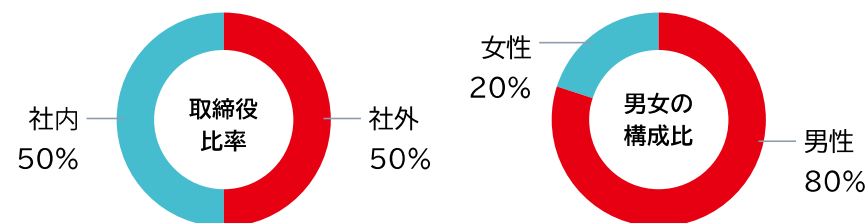
GRI 2-9,10

氏名	役職	現職 在任年数	2023年度出席回数	企業経営、 経営管理、DX	R&D、 品質・生産技術	営業・ マーケティング、 SCM	海外事業、 グローバル	法務・ESG、 環境・安全、 人事労務	財務・会計
1 宮道 建臣	代表取締役会長 兼 会長執行役員	13年	取締役会 17／17回(100%)	●		●		●	●
2 沢村 孝司	代表取締役社長 兼 社長執行役員	1年	取締役会 13／13回(100%)	●	●	●	●		
3 斉藤 学	取締役 兼 常務執行役員	1年	取締役会 13／13回(100%)	●		●		●	●
4 山内 一美	取締役 兼 常務執行役員 技術本部長	3年	取締役会 17／17回(100%)	●	●		●	●	
社外	5 宇波 信吾	社外取締役	3年	取締役会 17／17回(100%)	●			●	●
	6 林 いづみ	社外取締役	3年	取締役会 17／17回(100%)			●	●	
	7 美代 眞伸	監査等委員 取締役	4年	取締役会 17／17回(100%) 監査等委員会 16／16回(100%)	●	●	●		
社外	8 伊藤 邦光	監査等委員 社外取締役	4年	取締役会 17／17回(100%) 監査等委員会 16／16回(100%)			●		●
	9 相良 由里子	監査等委員 社外取締役	3年	取締役会 16／17回(94%) 監査等委員会 14／16回(88%)			●	●	
	10 三浦 啓一	監査等委員 社外取締役	3年	取締役会 17／17回(100%) 監査等委員会 16／16回(100%)	●	●		●	

※ ●印は、各取締役に特に期待されるスキルを示しています。

※ 上記一覧表は、各人が有するすべての職務上のスキルを示すものではありません。

※ 現職在任年数は第101期定時株主総会終結時点の取締役在任期間です。





社外取締役

氏名	監査等委員	独立委員	選任理由
宇波 信吾		●	同氏は、金融界における豊富な経験と高い見識、企業経営に関する幅広い知見を有しており、経営全般に対して公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただいています。また、報酬委員会の委員長、指名委員会の委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。今後も引き続き、人事・労務、財務会計に関する高度な知見をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の役割を果たしていただけるものと期待しています。
林 いづみ		●	同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産や企業コンプライアンスに関する高度な知見を有しており、日油の社外取締役としての役割を果たされています。また、指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、法務やリスク管理に関するグローバルな視点をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の役割を果たしていただけるものと期待しています。
伊藤 邦光	●	●	同氏は、公認会計士および税理士として、会計税務に関する深い見識を有しています。指名委員会、報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけるものと期待しています。
相良 由里子	●	●	同氏は、弁護士としての高い専門性とグローバルな知見を持ち、また弁理士として知的財産に関する深い見識を有しています。指名委員会、報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけるものと期待しています。
三浦 啓一	●	●	同氏は、太平洋セメント株式会社の経営に携わり、研究企画等に関し豊富な経験と高い見識・能力を有し、化学業界で社外取締役を務める等、幅広い経験と知見を有しています。指名委員会と報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これら委員会での審議等を行っていただいています。上記の理由から、今後も引き続き、経営者としての豊富な経験と高度な技術的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけるものと期待しています。



利益相反

利益相反の防止および軽減のために 最高ガバナンス機関が行っているプロセス

日油と取締役との間の競業取引および自己取引については、「取締役会規則」において取締役会の承認事項としています。

取締役会メンバーへの相互就任

相互就任の事例はありません。

サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの 株式の持ち合い

日油は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化を通じて、日油の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、保有にともなうリスクや資本コスト等を総合的に判断し、合理性があると認める場合に限り、株式を政策的に保有します。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減すると
の基本方針のもと、毎年、取締役会で個別に精査し、保有継続の適否を見直します。見直しの結果、2023年度において、一部の政策保有株式を売却し、縮減を図っています。

2025年度末までに連結純資産比率15%以下を目

指し縮減を進めます。

日油は、日油株式を保有する政策保有株主から日油株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆するなどにより売却を妨げません。日油は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

支配株主の存在

支配株主は存在しません。

関連当事者、関連当事者間の関係、 取引、および未納残高

現在、日油には親会社および日油株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、それらの株主と取引を行う際の承認手続きは定めていません。



取締役会の実効性評価

日油は、年に1回、取締役会の実効性に関する分析・評価を行います。2016年度から実効性評価を毎年実施していますが、2023年度は外部機関による質問票を用い、全取締役10名を対象に、取締役会実効性評価アンケートを実施しました。

アンケートは、5段階評価と自由記載を組み合わせることで、定量評価と定性評価の両側面から、現状の把握と課題の抽出を図りました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保しました。また、質問票の集計、分析についても、客観性を確保し、今後の取締役会の実効性をさらに高めることを目的に外部機関に委託しています。外部機関の集計、分析結果をもとに、同年4月の取締役会で審議、評価しました。

2023年度の実効性評価の結果の概要

日油取締役会は、経営戦略に照らし必要な知識・経験・能力等の多様性を相応に確保するとともに、社外取締役の経験・知見を活かすための適切な機会を提供しています。日油グループの経営理念・価値観を踏まえた上で、各取締役は自身のキャリア・専門性等を活かしながら自由闊達に意見を述べ、取締役会としてオープンで活発な議論がなされるとともに、重要な案件には十分な審議時間を確保するなど、概ね適切に運営されていることを確認しました。

2022年度実効性評価で認識された課題であるガバナンス体制全般の一層の拡充については、取締役会として最高責任者（CxO）を会社組織に設置し全社横断的に戦略を指揮することとしました。これにより、今後、ガバナンス体制の一層の強化を図ります。

今後の改善点

資本コストを意識した経営の実現に向けた議論、サステナビリティをはじめとする非財務情報に関する議論についても、取締役会のアジェンダとして一層の拡充を図っていくことを確認しました。

アンケートの質問事項（全30問）

- 取締役会の役割・機能（全5問）
- 取締役会の規模・構成（全4問）
- 取締役会の運営（全5問）
- 監査機関等との連携（全4問）
- 社外取締役との関係（全3問）
- 株主・投資家との関係（全3問）
- 取締役会機能の今後の方向性（全1問）
- 改善度（全1問）
- 自由記載（全4問）



取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針の決定方法

監査等委員を除く取締役に関する報酬の方針に関しては、取締役会の諮問機関である報酬委員会の審議を経て、2023年1月27日開催の取締役会において方針の一部見直しを決議しています。

決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるとの方針のもと、月次報酬、賞与、および株式報酬により構成し、インセンティブを持たせるため、4割の支給割合を目安とする業績に連動する報酬（賞与、ESG指標連動報酬、株式報酬）を定めています（社外取締役に関しては固定報酬のみとなります）。

報酬体系

種類	審議・決議方法
固定報酬	取締役の固定報酬の算定方法等は、報酬委員会で審議の上、取締役会で決議しています。また、監査等委員を除く取締役の個人別の固定報酬額の具体的内容の決定に関して、報酬委員会での審議を経て、取締役会において決議をしています。
業績連動報酬	賞与
	ESG指標連動報酬
	株式報酬

1. 付与ポイントの算定方法

日油グループの業績評価に関する重要指標である中期経営計画の連結営業利益ならびにROEを指標とし、その達成度等に応じて定まる業績評価係数を、役位毎に定めた役位ポイントに乗じて算出します。

（算式）役位ポイント×業績評価係数

※業績評価係数＝（連結営業利益による業績評価係数×50%）＋（ROEによる業績評価係数×50%）

※業績評価係数は、業績達成度等を勘案して、0～1.5の範囲で変動します。

2. 給付方法

給付は取締役等の退任後とし、確定ポイントに相当する当社株式および金銭（遺族給付の場合は金銭）を給付します。

3. 当期における連結営業利益およびROE達成度

「2025中期経営計画」の連結営業利益計画値は、460億円（当該計画最終年度）です。当期連結営業利益実績値は、421億円であり、2025中期経営計画期間の成長度に応じ算定する当期の達成度は99.4%となります。また、「2025中期経営計画」最終年度ROE計画値は12%以上であり、当期のROE実績値は13.48%にて、計画値を基準とした達成度は112.3%でした。



当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬委員会は、取締役に関する報酬制度・方針に関する事項、取締役に関する具体的な報酬額の決定に当たっての算定方法に関する事項ならびに個別報酬額等につき、取締役に関する報酬の方針との整合性を含む多角的な視点での審議を行っています。取締役会はその審議内容を尊重し当該方針に沿うものであると判断しています。なお、本報酬委員会は、社外取締役5名および社内取締役2名で構成され、独立社外取締役が委員長に就任しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	226	137	75	13	6
監査等委員 (社外取締役を除く)	24	24	—	—	2
社外役員	45	45	—	—	5

1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会において年額360百万円以内 (うち社外取締役分は年額40百万円以内。なお、使用人給与は含まない) と決議いただいています。定時株主総会終結後の取締役の員数は6名 (うち社外取締役2名) です。
2. 上記1の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額とは別枠で、執行役員を兼務する取締役に対する業績連動型株式報酬「株式給付信託」は、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会の決議により取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は1万2千ポイントを上限としています (当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます)。定時株主総会終結後の執行役員を兼務する取締役の員数は4名です。
※日油は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降は執行役員を兼務する取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は3万6千ポイントを上限としています。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいています。定時株主総会終結後の監査等委員である取締役の員数は4名です。